基 準 書

【自転車搬送用コンベア設備】

自転車搬送用コンベアの利用者の安全と正常な機能が十分発揮できるように、定期的に専門技術者により保守点検を行うこと。

「点検実施回数」

- 保守点検　　年２回
- 定期精密点検　年１回

「機器の定期点検」

- 機器外観点検　　・・・・・・ 機能上又は保安上支障のない確認
  ・・・・・・ 制御盤内の各機器の作動の良否
  ・・・・・・ 絶縁抵抗を測定し規定値以上の確認
- 部品・修理　　・・・・・・ 点検を通じて機器の維持上必要な場合は、直ちに取り替え及び調整を行うこと。

「機器の精密点検」

- 自転車搬送用コンベアの総合的な機能を確認するため、精密点検を実施すること。
- 点検で確認された修理を行うこと。

「その他」

- 故障や緊急事態が発生した場合は、直ちに技術者を派遣して、適切な処理を行うこと。
- 建築基準法第１２条に基づく官公庁の検査が実施される場合は、専門技術者の立会を行うこと。

【概　要】

自転車搬送用コンベア「サイクルベア」

用　　途：　タイヤ幅　５０mm以下の標準二輪自転車
設置位置：　１階～２階　１基
傾 斜 角：　１３．８３７°
昇降工程：　３，３５０mm
水平機長：　１４，５３４mm
運転方法：　上昇のみ
定格速度：　４０m/min
ベ ル ト：　PVCポリエステル帆布　４００Kg/cm
電　　源：　AC２００V　電動機　１．５Kw　ギアードモーター
安全装置：　噛み込み防止・非常停止押し釦・ベルト伸び検知器等

【機械警備】

１．機械警備

（１）次の警報装置他を設置し、機械警備を行うものとする。

（２）警報箇所及びセンサー他について

ア　警備箇所及び設置センサー等

機械警備の対象とする警備箇所には、少なくとも次のセンサーを有効的に設置し、警備実施時間中における侵入者及び異常の確実な監視を行うこと。

なお、警備箇所、設置センサー等については、警備箇所全体を２４以上の警戒回路に区分すること。

・パッシブセンサー・屋外用パッシブセンサー（熱線センサー）

各警備箇所の全域または監視必要エリアについて侵入者を感知できるよう必用な機種・個数を設置すること。

・マグネットスイッチ

扉の開閉を感知できるよう設置すること。

・シャッターセンサー

シャッターの上昇が感知できるように設置すること。

・ガラスセンサー

ガラスの破壊が感知できるように設置すること。

・赤外線センサー

外周フェンスを乗り越える時、赤外線を遮断した時に感知できるように設置すること。

イ　回路区分表示器・制御装置

警備箇所全体を２４以上の警戒回路に区分し、各警戒回路別に警報装置に関する作動開始前の点検・確認が容易に行えるよう設置すること。

ウ　直流電源装置

停電時においても３０分以上機械警備が継続されるように設置すること。

エ　次の信号を基地局へ自動的に送信できるよう設置すること。

・警報装置の作動開始及び作動解除の信号
・侵入異常についての警報
・自動火災報知機受信盤の異常についての信号
・設備警報盤の異常についての信号
・警報装置類の異常、故障についての信号

オ　その他

・上記のほか、業務遂行のうえ必要な機器・装置を設置すること。
・設置する警報装置類は無線式送受信システムも可とする。
・本施設は機械警備用の配管設備はありません。指定管理者が施工すること。

（３）指定管理者は、基地局に受信装置を設置し、通信回線を使用して、施設に設置する送信装置と接続すること。

ただし、一般回線を使用する場合は、断線監視サービス等を施設側と基地局側とも使用し、断線が確認できるようにすること。

（４）指定管理者は、警報装置自体についても防犯対策を講じること。

（５）指定管理者は、万一警報装置の故障等により警報受信に支障が生じたときは、速やかに警備上の安全処置を講ずること。

（６）指定管理者は、その責において警報装置の機能・性能について、少なくとも年２回定期的に保守点検を行うこと。

また、警報装置類の機能・性能を維持するために、適時補修・改善を実施すること。

（７）基地局は、警備実施時間中、警報受信装置により施設の状況を間断なく常時監視するとともに、出動警備員との連絡を保持して異常の発生に備えること。

【異常発生における対応】

１．現場への急行等第一次対応

（１）指定管理者は、警備実施時間中、異常を感知したときは、直ちに出動警備員を施設に急行させること。

（２）指定管理者は、警備実施時間外においても、火災警報盤・設備警報盤の異常を感知したときは適切に対応すること。

２．現場確認等第二次対応

（１）指定管理者は、被害状況・侵入者の有無等現場及びその周辺の状況を十分確認したうえ、必要に応じて事態の拡大や再発防止等のため臨機の処置をとること。

（２）指定管理者は、異常事態を確認後、基地局等へその状況を連絡し、必要に応じて各関係機関に通報すること。

（３）指定管理者は、火災の発生を確認したときは、直ちに消防署へ通報すること。

【その他】

１．警備担当責任者届等の提出

指定管理者は、警備担当責任者届その他警備業務遂行の体制についての届出書を業務着手前に提出すること。なお、届出事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。

２．操作方法等の説明

指定管理者は、施設に設置した警報装置の仕様内容及び操作方法並びに警備内容等に関する説明書を作成のうえ、警報装置作動開始、作動解除の操作を行う職員及び関係者にその内容を取扱説明書に基づき説明を行うこと。

３．事故報告書の提出

指定管理者は、警備実施期間中における事故・事案が生じた場合は、速やかに市に口頭で連絡するとともに、遅滞なく報告書を提出すること。

４．業務記録の提出

指定管理者は、基地局における警備日誌・信号受信記録のほか業務の履行に関する書類を整理・保管し、毎月市に提出すること。

５．警備装置の増移設工事

施設の増改築により警報装置等の増移設が生じた場合は、原則として１５日前に市と協議するものとし、これに要する費用はすべて指定管理者の負担とする。

６．通信回線料金

機械警備に必要な通信回線の申請・設置・検査等に関する費用及び使用料金と断線監視サービス料金等機械警備に必要な通信回線料金等は、すべて指定管理者の負担とする。

７．鍵等の保管

警備実施に必要な鍵及びカードは、厳重な取扱と保管を行うこと。

８．警備体制の改善努力

指定管理者は、異常発生時の出動警備員到着時間短縮など警備体制の改善について努力すること。

９．その他

この基準書に定めのない事項については、その都度市と協議の上、取り決めるものとする。